市川町商工会ニュース

令和８年９月18日発行

令和８年10月１日から

兵庫県　最低賃金

時間額 1,172円

56円 UP

最低賃金は、労働者を使用するすべての事業場、及び、正社員やアルバイトなどの雇用形態にかかわらず、すべての労働者に適用されます。求人票の賃金や従業員へ支払っている賃金が、最低賃金を上回っているかどうか今一度確認をしておきましょう。
詳しくは、兵庫労働局労働基準部賃金室（078-367-9154）または労働基準監督署にお問合わせください。

社会保険のお知らせ　社会保険加入要件のうち『月額賃金 8.8 万円以上』の賃金要件が撤廃へ

令和８年10月１日より、パートやアルバイトなどの短時間労働者が社会保険（健康保険や厚生年金など）に加入する際の「月額賃金 88,000 円以上（年収換算で約 106 万円）」という賃金要件が撤廃されることが決定しました。今後は企業規模の要件も段階的に小さくなり、より多くの方が社会保険の対象となっていきます。

Q：106 万円の壁とは？
A：106 万円の壁とは、一定の条件を満たしたパート・アルバイトが勤務先の社会保険に加入する基準の一つです。
現在では下記の５項目が該当しこれらの条件を満たすと勤務先の社会保険への加入義務が生じます。
①週 20 時間以上勤務すること
②月額賃金 88,000 円以上（年収約 106 万円）
③2 か月を超えて働く見込みがあること
④学生ではないこと
⑤従業員 51 人以上の会社で働いていること

【主なポイント】
・週所定労働時間 20 時間以上で働く従業員を対象として、加入義務の範囲が広がります。
・配偶者の扶養内等で勤務していた短時間労働者の多くが、新たに社会保険の加入対象となります。

【事業者に求められる実務対応】
1．対象者の現状把握： 週の所定労働時間が 20 時間以上の従業員をリストアップし、勤務実態を確認。
2．法定福利費（事業主負担分）の試算： 社会保険料の会社負担増加に伴う人件費シミュレーションと資金計画の策定。
3．従業員との面談・説明： 将来の年金給付額増加や傷病手当金・出産手当金といったセーフティネットの充実など、制度のメリットを丁寧に説明し、今後の希望する働き方（労働時間の調整や拡大など）の意向確認を実施。

改正の前後で短時間労働者の社会保険適用要件の変化について

要件項目	改正前（令和８年９月30日まで）	改正後（令和８年10月１日以降）
週の所定労働時間	20 時間以上	20 時間以上（維持）
月額賃金	88,000 円以上（年収約 106 万円）	撤廃
雇用見込み	2 か月超	2 か月超（維持）
学生除外	学生は適用対象外	学生は適用対象外（維持）
企業規模	特定適用事業所（従業員 51 人以上）	令和９年10月以降、段階的に撤廃（注１）

（注１）企業規模要件は、令和９年10月から 36 人以上、令和11年10月から 21 人以上、令和14年10月から 11 人以上へ段階的に拡大し、令和17年10月に撤廃される予定です。
※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

＜各種お問合せ＞
〒679-2315　神崎郡市川町西川辺 163-1　　TEL：0790-26-0099　FAX：0790-26-0674

持続的発展を目指す皆様へ

第 20 回小規模事業者持続化補助金

■このようなチャレンジをしたい方を応援します！！

小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（物価高騰、賃上げ、インボイス制度の導入等）等に対応するため、小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。本補助金事業は、小規模事業者等自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓等の取組（例：新たな市場への参入に向けた商品の改良・開発等）や、販路開拓等と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

■対象者　商工会地域の小規模事業者（創業型の申請は創業後 1 年以内であり「特定創業支援事業」による支援を受けた方に限る）

■補助率・補助上限額

類型	一般型・通常枠			創業型	
		インボイス特例	賃上げ特例		インボイス特例
補助率	2/3	2/3	2/3 ※赤字事業者は 3/4	2/3	2/3
補助上限	50 万円	+50 万円	+150 万円	200 万円	+50 万円

■特例枠

（一般型・通常枠）インボイス特例対象事業者は 50 万円の上乗せ、賃金引上げ特例対象事業者は 150 万円の上乗せ、両特例対象事業者は 200 万円の上乗せ
※賃金引上げ特例のうち赤字事業者は 3/4

（創業型）インボイス特例対象事業者は 50 万円の上乗せ

■特例の主な要件

賃金引上げ特例：**1 人あたり給与支給総額が年平均 3.0%以上増加した事業者**

インボイス特例：令和 3 年 9 月 30 日から令和 5 年 9 月 30 日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は令和 3 年 10 月 1 日以降に創業した事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者に対して、補助上限額を一律 50 万円上乗せ。

■対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等含む）、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

■申請受付期間：開始 令和 8 年 11 月 5 日(木)　締切 令和 8 年 12 月 15 日(火)17：00
※事業支援計画書（様式 4）発行の受付締切：令和 8 年 12 月 4 日（金）　**日付厳守**

■スケジュール：採択後に補助事業実施期間となり、計画書に沿った事業を実施します。（約 1 年間）
事業実施後に実績報告書を提出し、補助金の交付となります。

■申請方法：申請は、電子申請システムでのみ受け付けます。郵送での申請は一切受け付けません。
電子申請については G ビズ ID プライムのアカウントを取得する必要がございますので、申請を考えられている方は、早めの相談をお願いいたします。
※作成の代行はいたしませんのでご了承ください。

令和 8 年 10 月 1 日より「カスタマーハラスメント対策」が義務化されます！

カスタマーハラスメントとは？

顧客等の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるものです。

内容の過剰：商品サービス等と無関係な要求、過大な要求、不当な金銭補償請求　等

態様の過剰：身体的な攻撃（暴行・傷害等）、精神的な攻撃（脅迫、暴言等）、威圧的な言動、長時間の居座り　等

事業主が講ずべき必須措置

①基本方針の明確化…「毅然と対応し労働者を守る」姿勢を示し、労働者に周知・啓発する。

②対応マニュアル・体制づくり…管理者の指示を仰ぐ、一人で対応させない、悪質な場合の警察通報基準の策定。

③相談窓口の設置＆迅速なケア…従業員が相談できる体制を整え、発生時は速やかな事実確認と心のケアを実施。

※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。